

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 年 10 月 22 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 林野火災警報・注意報制度周知テレビCM等広報業務
- (2) 仕 様 等 業務仕様書による
- (3) 期 間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 26 日まで
- (4) 履行場所 県内一円
- (5) 入札方法

入札金額については、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた後、入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた後、入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 入札日現在で、岩手県県税条例（令和 3 年岩手県条例第 58 号）第 4 条に掲げる税目及び消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税（課税対象業者に限る。）に滞納がないこと。
- (4) 4 に定める書類の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (5) 前項の期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (6) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時各種業務の委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団

員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(7) 過去3年間に同種(同規模)又は類似事業等を受託した実績があること。

(8) 入札日現在で、岩手県に主たる営業所を有していること。

3 入札参加手続等

(1) この一般競争入札への参加を希望する者は、この公告に示した入札参加者資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す書類を令和8年11月5日(木)午後5時までに10の場所に提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、岩手県知事から当該書類に関し説明を求められた場合、それに応じなければならない。

(2) (1)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加することができるものとする。

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年11月13日(金) 午前10時00分

(2) 場所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁舎4階4-1特別会議室

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に令和8年11月12日(木)までに納付しなければならない。

ただし、入札参加希望者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 入札保証金は、開札(再度入札の開札を含む。)終了後、請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付する。

(3) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は岩手県に帰属する。

6 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所等

入札説明書は、岩手県復興防災部消防安全課のホームページのほか次の場所で配付する。

郵便番号 020-8570 盛岡市内丸10番1号

岩手県復興防災部消防安全課消防保安担当

電話 019-629-5556

FAX 019-629-5174

7 質問書の受付及び回答方法

質問がある場合は、書面(様式任意、ファックスによる提出可)により令和8年10月27日(火)午後5時までに10に示す照会先に提出すること。また、回答は、質問者に対し令和8年10月30日(金)までにメール及びファックスにより送信するとともに岩手県のホームページにおいて閲覧に供する。

(岩手県のホームページ(<https://www.pref.iwate.jp/>)>県政情報>入札・コンペ・公募

情報＞その他入札情報)

8 入札の方法

- (1) 入札書は、4 の日時及び場所に持参して提出すること。
- (2) 入札に関する詳細は、入札説明書によること。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) その他
詳細は、入札説明書による。なお、入札参加に要する費用は、入札参加者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することはできないものとする。

10 照会先

岩手県復興防災部消防安全課消防保安担当
郵便番号 020-8570 盛岡市内丸 10 番 1 号
電 話 019-629-5556
F A X 019-629-5174